

特定行政書士考査ファイナルチャレンジ 問題

第1問 要件事実と法律効果

民法のような【 A 】は、ある【 B 】を満たしたときに、ある【 C 】が発生するということを規定しています。しかし、法律実務や問題解決においては、求める【 C 】から逆算し、その【 C 】を発生させるために必要な【 B 】、そしてそれを満たす具体的な【 D 】(要件事実)を検討するという逆の順序で考えることが重要となります。

A() B() C() D()

解答群 法律効果 / 実体法 / 法律要件 / 訴訟物 / 具体的事実

第2問 訴訟上の主張構造と抗弁

訴訟の審理対象となる請求権(訴訟物)の存在を基礎づける事実を請求原因(または権利根拠事実)と呼びます。

これに対し、被告が主張する反論のうち、請求原因の事実が認められることを前提としつつ、その請求権の発生を【 A 】したり、すでに【 B 】していることを主張したり、またはその権利の【 C 】を制限したりする事実を主張することを、総称して【 D 】といいます。

A() B() C() D()

解答群 阻害 / 行使 / 消滅 / 否認 / 抗弁 / 時効

第3問 行政事件訴訟における要件事実と主張立証責任

処分取消しの訴えにおいて、行政処分の違法を主張し、その処分の無効化を求める場合、例えば不利益処分がされたとき、ある不利益処分を下すにあたり、権利自由を制限され、または義務を課された名あて人について、当該処分の要件に該当することを主張・立証するのは【 A 】である。一方、申請拒否処分の場合、拒否された申請が認容される要件を主張・立証する責任は原則的に【 B 】にある。

A() B()

第4問 弁論主義と自白

原告が主張する主要事実について被告が「自白」(争わない)した場合、裁判所はその自白に拘束され、当該事実は立証が不要となり、争点から除外されるが、これは弁論主義の第1テーゼに該当する。

第5問 規範的要件と立証責任

民法709条の「過失」のような規範的評価を成立させるための具体的事実を「評価根拠事実」といい、その評価の成立を妨げるような事実を「評価障害事実」という。ある規範的評価の成立が請求原因の要件となるとき、この評価障害事実は抗弁として位置づけられるため、請求原因の成立を争う当事者(通常は被告)に主張立証責任がある。

第6問 債権の消滅を主張する抗弁

XのYに対する売買代金支払請求訴訟において、Yが「すでに代金全額を支払った」と主張し立証することは、Xの代金債権という請求権が発生したこと自体を阻害する理由として主張される抗弁である。

第7問 売買代金請求訴訟における不払い

XがYに対する売買契約に基づく代金支払請求訴訟を提起する場合、Xが請求原因として「売買契約を締結したこと」を主張立証すれば、YがXに代金を支払っていないという事実(不払い)については、Xは主張立証する責任を負わない。

第8問 賃貸借契約解除に基づく明渡訴訟における反論

賃貸人Xが賃借人Yに対し、賃料不払いによる解除を理由に建物の明渡しを求めた訴訟において、Yが「Xはただで(無償で)住んでいいと言ったのであり、賃貸借契約など最初からなかった」と主張することは、Xが主張する賃貸借契約の締結事実を否定する主張であり、抗弁ではない。

第9問 請求の趣旨と請求原因

訴状には「請求の趣旨」と「請求の原因」を記載しなければなりませんが、「請求の趣旨」は、被告が原告に対し金銭を支払うべき期日や請求権の根拠(例:売買の代金として)を明記し、判決文そのものに対応する形で記述しなければならない。

第10問 せり上がり

期間の定めがある建物の賃貸借契約に基づき期間満了による明渡しを請求する訴訟において、借地借家法が適用される場合、賃貸借契約の締結の主張によって法定更新の法律効果が「せり上がり」的に生じるため、賃貸人たる原告は、更新拒絶の通知や正当事由の評価根拠事実を併せて請求原因事実として主張しなければ、主張自体失当となる。

第11問 過剰主張

所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、被告が、原告からAへの所有権移転(所有権喪失の抗弁:a)と、Aから被告への所有権移転(所有権取得の抗弁:b)を併せて主張した場合(a+bの関係)、要件事実の整理としては、(b)の主張は、請求原因から生じる法律効果を妨げるという抗弁の法律効果の発生に必要ではないため、「過剰主張」として整理される。

第12問(主張自体失当)

原告の売買代金支払請求に対し、被告が抗弁として履行期限の合意を主張した事案で、当該履行期限が既に到来している場合には、被告の当該抗弁の主張は、攻撃防御方法として訴訟上の機能(請求の当否の結論を導き出すための機能)を有しないため、「主張自体失当」と判断されることがある。

第13問 事例問題

XはYに対し、令和7年3月1日に甲土地を4000万円で売ったとして、売買代金4000万円の支払いを求める訴訟を提起しました。これに対し、Yは、「Xから甲土地を買ったことはないが、仮に契約が成立していたとしても、私が契約当時、産廃処理施設設置計画がないことを知らずにいたのは錯誤によるものであり、既に契約を取り消した」と主張しました。

この事例に関する以下の記述ア～エのうち、正しいものはどれか。

ア. Xが主張する「売買契約の締結」という請求原因事実に対し、Yの錯誤取消しの主張は、請求原因事実と両立しないため、否認の理由に過ぎず、抗弁とは整理されない。

イ. Yの主張のうち「Xから甲土地を買ったことはない」は、請求原因事実である売買契約の成立を否認するものであり、Yの主張全体は、否認の主張のみで構成されている。

ウ. 裁判所がXの請求原因(売買契約の締結)を認めた場合、Yが錯誤により意思表示を取り消したとの抗弁(民法121条)が認められない限り、甲土地の売買代金支払請求権は、事実審の口頭弁論終結の時点において存在しているものと認識される。

エ. Yの錯誤取消しの主張は、売買代金支払請求権の発生を阻止する法律効果を生じさせる権利抗弁の代表例である。

第14問 事例問題

X が Y から甲土地を買い、代金も全額支払ったとして、Y に対し、売買契約に基づく甲土地の引渡しを求める訴訟を提起しました。

この請求原因に関する以下の記述ア～エのうち、誤っているものはいくつあるか。

ア. X の訴訟物である「売買契約に基づく目的物引渡請求権」を発生させるための要件事実として、「買主 X が代金を全額支払った事実」を請求原因に含めて主張立証する必要がある。

イ. X が主張する請求原因は、売買契約締結の事実のみで足り、それ以外の事実(売主の所有権の有無、占有の有無、代金支払の有無)を請求原因に混在させないようにする考え方を「要件事実最小限の原則」という。

ウ. Y が、X との契約締結に至る動機として「甲土地を他に転売する目的であった」と主張している場合、この動機は契約締結の合意内容の一部を構成するため、要件事実として摘示する必要がある。

エ. X の主張内容をブロック・ダイアグラムで整理する際、大ブロックは、「権利の発生、障害、消滅、阻止」の法律効果ごとに記載される。